

# I 令和7年労働組合基礎調査結果

令和8年 3月 17日発表

令和7年 6月 30日現在

大分県商工観光労働部雇用労働室 労働相談・啓発班

労働組合の組織の実態を明らかにするため、厚生労働省では全ての労働組合を対象とした基礎調査を毎年行っています。

この調査結果を用いて県が独自に集計した本県の労働組合の概要についてお知らせします。

## 1 概況

令和7年6月30日現在で実施された、令和7年労働組合基礎調査の大分県における調査結果は以下のとおりである。(以下、特に断らない限り非単位等を含まない数値である。)

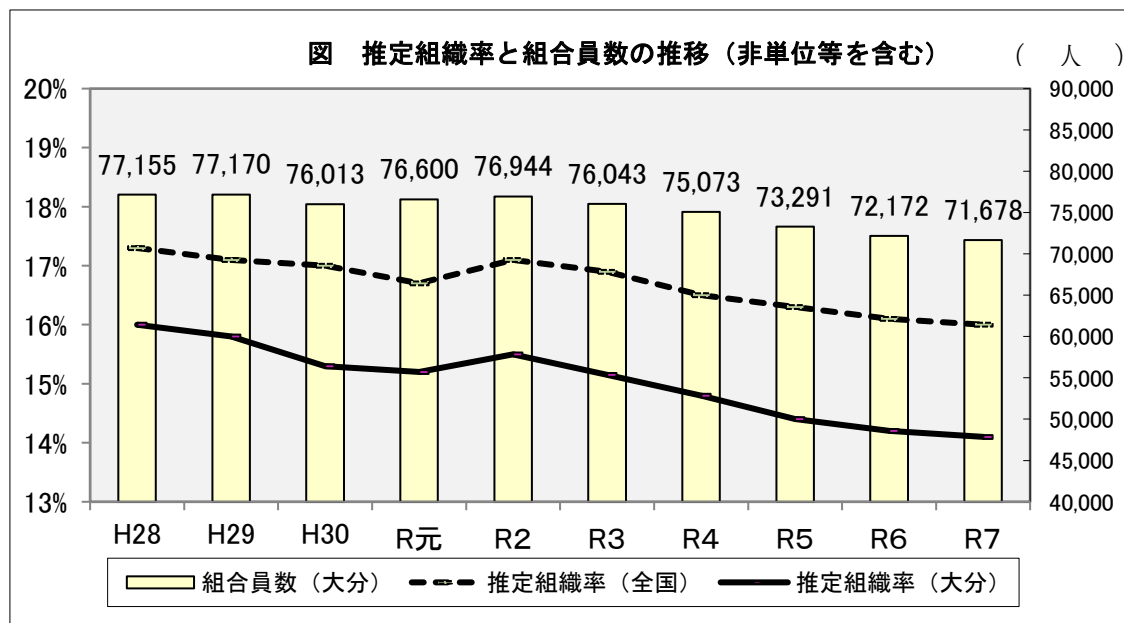
(1) 組合数は、437組合で前年に比べ2組合減少した。

(2) 非単位等を含めない組合員数は64,570人で前年に比べ369人(0.6%)減少した。

推定組織率(推定雇用労働者数に占める労働組合員数の割合)は12.7%で前年に比べ0.1ポイント減少した。

また、非単位等を含めた組合員数は71,678人で前年に比べ494人(0.7%)減少した。推定組織率は14.1%で0.1ポイント減少した。

区分 年	大分県								全国 推定組織率
	組合数		組合員数(非単位等を含まない)			組合員数(非単位等を含む)			
		増減		増減	推定組織率		増減	推定組織率	
H28	503	△5	71,751	△1,967	14.9%	77,155	△2,023	16.0%	17.3%
H29	498	△5	71,518	△233	14.6%	77,170	15	15.8%	17.1%
H30	480	△18	70,426	△1,092	14.2%	76,013	△1,157	15.3%	17.0%
R元	476	△4	70,664	238	14.0%	76,600	587	15.2%	16.7%
R2	459	△17	69,922	△742	14.1%	76,944	344	15.5%	17.1%
R3	455	△4	68,796	△1,126	13.7%	76,043	△901	15.2%	16.9%
R4	445	△10	67,654	△1,142	13.3%	75,073	△970	14.8%	16.5%
R5	440	△5	66,095	△1,559	13.0%	73,291	△1,782	14.4%	16.3%
R6	439	△1	64,939	△1,156	12.8%	72,172	△1,119	14.2%	16.1%
R7	437	△2	64,570	△369	12.7%	71,678	△494	14.1%	16.0%



## 2 労働組合数

労働組合数は437で、前年に比べ2組合減少した。

### (1) 振興局別労働組合数

- ① 北部で1組合増加し、東部で2組合、中部で1組合減少している。
- ② 構成比をみると、中部が57.9%（253組合）で最も大きく、東部13.7%（60組合）、北部10.3%（45組合）、西部8.9%（39組合）の順となっている。

表2 振興局別労働組合数

振興局	令和7年		令和6年		増減 A-B
	組合数(A)	構成比	組合数(B)	構成比	
東部	60	13.7%	62	14.1%	△2
中部	253	57.9%	254	57.9%	△1
南部	22	5.0%	22	5.0%	0
豊肥	18	4.1%	18	4.1%	0
西部	39	8.9%	39	8.9%	0
北部	45	10.3%	44	10.0%	1
計	437	100.0%	439	100.0%	△2

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

### (2) 適用法規別労働組合数

- ① 労働組合法適用労働組合、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用される組合が1組合減少している。
- ② 構成比をみると、労働組合法適用労働組合が80.8%（353組合）で最も大きく、以下、地方公務員法適用労働組合11.9%（52組合）、国家公務員法適用労働組合5.0%（22組合）の順となっている。

表3 適用法規別労働組合数

適用法規	令和7年		令和6年		増減 A-B
	組合数(A)	構成比	組合数(B)	構成比	
労組法	353	80.8%	354	80.6%	△1
行労法	0	0.0%	0	0.0%	0
地公労法	10	2.3%	11	2.5%	△1
国公法	22	5.0%	22	5.0%	0
地公法	52	11.9%	52	11.8%	0
計	437	100%	439	100.0%	△2

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

### (3) 産業別労働組合数

- ① 製造業で1組合増加し、建設業、卸売業、小売業、生活関連サービス業、娯楽業で各1組合減少した。
- ② 構成比をみると、製造業が16.7%（73組合）で最も大きく、以下、運輸業、郵便業14.6%（64組合）、教育、学習支援業、公務10.8%（47組合）の順となっている。

表4 産業別労働組合数

産 業	R7年		R6年		増減 A-B
	組合数 A	構成比	組合数 B	構成比	
A 農業、林業	4	0.9%	4	0.9%	0
B 漁業	0	0.0%	0	0.0%	0
C 鉱業、採石企業、砂利採取業	6	1.4%	6	1.4%	0
D 建設業	26	5.9%	27	6.2%	△1
E 製造業	73	16.7%	72	16.4%	1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	17	3.9%	17	3.9%	0
G 情報通信業	9	2.1%	9	2.1%	0
H 運輸業、郵便業	64	14.6%	64	14.6%	0
I 卸売業、小売業	39	8.9%	40	9.1%	△1
J 金融業、保険業	24	5.5%	24	5.5%	0
K 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	7	1.6%	7	1.6%	0
M 宿泊業、飲食サービス業	4	0.9%	4	0.9%	0
N 生活関連サービス業、娯楽業	1	0.2%	2	0.5%	△1
O 教育、学習支援業	47	10.8%	47	10.7%	0
P 医療、福祉	34	7.8%	34	7.7%	0
Q 複合サービス業	23	5.3%	23	5.2%	0
R サービス業(他に分類されない物)	9	2.1%	9	2.1%	0
S 公務(他に分類されるものを除く)	47	10.8%	47	10.7%	0
T 分類不能の産業	3	0.7%	3	0.7%	0
合 計	437	100.0%	439	100.0%	△2

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

### 3 労働組合員数

労働組合員数は、64,570人で、前年に比べ、369人減少した。

#### (1) 振興局別労働組合員数

- ① 2地域で増加（中部554人、北部468人）し、4地域で減少（東部1,317人、西部52人、南部19人、豊肥3人）した。
- ② 構成比をみると、中部が61.4%（39,677人）で最も大きく、東部14.2%（9,164人）、北部14.0%（9,037人）の順となっている。

表5 振興局別労働組合員数

振興局	令和7年		令和6年		増減 A-B
	組合員数(A)	構成比	組合員数(B)	構成比	
東部	9,164	14.2%	10,481	16.1%	△ 1317
中部	39,677	61.4%	39,123	60.2%	554
南部	2,674	4.1%	2,693	4.1%	△ 19
豊肥	1,655	2.6%	1,658	2.6%	△ 3
西部	2,363	3.7%	2,415	3.7%	△ 52
北部	9,037	14.0%	8,569	13.2%	468
計	64,570	100.0%	64,939	100.0%	△ 369

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

#### (2) 適用法規別労働組合員数

- ① 地方公務員法適用労働組合が282人、国家公務員法適用組合が42人、地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用される組合が26人、労働組合法適用組合が19人減少している。
- ② 構成比をみると、労働組合法適用組合が74.4%（48,044人）で最も大きく、次いで地方公務員法適用組合が22.0%（14,227人）となっている。

表6 適用法規別労働組合員数

適用法規	令和7年		令和6年		増減 A-B
	組合員数(A)	構成比	組合員数(B)	構成比	
労組法	48,044	74.4%	48,063	74.0%	△ 19
行労法	0	0.0%	0	0.0%	0
地公労法	1,679	2.6%	1,705	2.6%	△ 26
国公法	620	1.0%	662	1.0%	△ 42
地公法	14,227	22.0%	14,509	22.3%	△ 282
計	64,570	100%	64,939	100%	△ 369

構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない

#### (3) 産業別労働組合員数

- ① 組合員数の増減をみると、製造業が366人増加しているが、教育、学習支援業300人、卸売業、小売業280人、運輸業、郵便業142人、医療、福祉104人、それぞれ減少している。
- ② 組合員数の構成比をみると、製造業が28.8%（18,605人）で最も大きく、以下、公務17.1%（11,041人）、卸売業、小売業8.2%（5,289人）の順となっている。

表7 産業別労働組合員数

産 業	令和7年		令和6年		増減 A-B
	組合員数 A	構成比	組合員数 B	構成比	
A 農業、林業	102	0.2%	120	0.2%	△ 18
B 漁業	0	0.0%	0	0.0%	0
C 鉱業、採石企業、砂利採取業	183	0.3%	173	0.3%	10
D 建設業	3,938	6.1%	3,987	6.1%	△ 49
E 製造業	18,605	28.8%	18,239	28.1%	366
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,257	1.9%	1,265	1.9%	△ 8
G 情報通信業	631	1.0%	674	1.0%	△ 43
H 運輸業、郵便業	4,150	6.4%	4,292	6.6%	△ 142
I 卸売業、小売業	5,289	8.2%	5,569	8.6%	△ 280
J 金融業、保険業	4,345	6.7%	4,353	6.7%	△ 8
K 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	0	0.0%	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	460	0.7%	452	0.7%	8
M 宿泊業、飲食サービス業	2,214	3.4%	1,899	2.9%	315
N 生活関連サービス業、娯楽業	44	0.1%	58	0.1%	△ 14
O 教育、学習支援業	4,433	6.9%	4,733	7.3%	△ 300
P 医療、福祉	3,938	6.1%	4,042	6.2%	△ 104
Q 複合サービス業	3,574	5.5%	3,597	5.5%	△ 23
R サービス業(他に分類されない物)	130	0.2%	132	0.2%	△ 2
S 公務(他に分類されるものを除く)	11,041	17.1%	11,108	17.1%	△ 67
T 分類不能の産業	236	0.4%	246	0.4%	△ 10
合 計	64,570	100.0%	64,939	100.0%	△ 369

#### 4 パートタイム労働者組織状況

パートタイム労働者を組合員として有する労働組合（非単位等を含む）は82組合で、前年と同数であった。

パートタイム労働者である労働組合員数は7,089人で、前年に比べ10人減少した。

全組合員数(71,678人)に占めるパートタイム組合員の割合は9.9%で、前年に比べ0.1ポイント増加した。

産業別にみると、卸売業、小売業が3,798人で最も多く、次いで、宿泊業、飲食サービス業が1,629人で続き、この2業種で全体の76.6%を占めている。

男女別では、女性が5,287人で、全体の74.6%を占めている。

表8 産業別パートタイム労働者である労働者がいる労働組合数・労働組合員数(非単位労働組合を含む)

産 業	労働組合数			労働組合員数			
	R7年	R6年	増減 R7-R6	R7年	うち 女性	R6年	増減 R7-R6
A 農業, 林業	2	1	1	4	0	3	1
B 漁業	0	0	0	0	0	0	0
C 鉱業, 採石企業, 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
D 建設業	0	0	0	0	0	0	0
E 製造業	2	2	0	15	11	16	△1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0
G 情報通信業	2	2	0	6	5	6	0
H 運輸業, 郵便業	13	12	1	223	19	185	38
I 卸売業, 小売業	14	15	△1	3,798	3,187	3,853	△55
J 金融業, 保険業	9	9	0	166	147	114	52
K 不動産業, 物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0
M 宿泊業, 飲食サービス業	3	3	0	1,629	1,231	1,584	45
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1	1	0	12	9	12	0
O 教育, 学習支援業	6	9	△3	22	7	25	△3
P 医療, 福祉	15	13	2	216	194	244	△28
Q 複合サービス業	5	5	0	683	316	721	△38
R サービス業(他に分類されない物)	0	0	0	0	0	0	0
S 公務(他に分類されるものを除く)	9	9	0	302	158	309	△7
T 分類不能の産業	1	1	0	13	3	27	△14
合 計	82	82	0	7,089	5,287	7,099	△10

#### 5 県内上部団体の状況

「連合系」の組合数は308組合、組合員数は48,807人で、前年に比べ2組合減少し、20人増加した。

非単位労働組合等を含む組合員数は54,356人で、県内の組合員数(71,678人)に占める割合は、75.8%だった。

「全労連系」の組合数は46組合、組合員数は2,839人で、前年に比べ1組合、173人減少した。非単位労働組合等を含む組合員数は3,364人で、県内の組合員数(71,678人)に占める割合は、4.7%だった。

表9 県内上部団体の状況

上部団体 区分	組合数			組合員数					
	(非単位労働組合等を含まない)			非単位労働組合等を含まない			非単位労働組合等を含む		
	R7年	R6年	増減 R7-R6	R7年	R6年	増減 R7-R6	R7年	R6年	増減 R7-R6
連 合 系	308	310	△2	48,807	48,787	20	54,356	54,446	△90
全労連系	46	47	△1	2,839	3,012	△173	3,364	3,537	△173

## 6 県内の労働組合推定組織率

令和7年6月30日現在で把握できた労働組合員数は64,570人だった。令和7年の推定雇用労働者数510,132人で除した推定組織率は12.7%となり、前年に比べ0.1ポイント減少している。

非単位労働組合等を含む労働組合の組合員数は、71,678人で、推定組織率は14.1%となり、前年に比べ0.1ポイント減少している。

表10 労働組合推定組織率の推移

年	区分 推定雇用労働者数(人) A	非単位等を含まない		非単位等を含む		全国 推定組織率
		組合員数(人) B	推定組織率 B/A	組合員数(人) C	推定組織率 C/A	
H28	481,717	71,751	14.9%	77,155	16.0%	17.3%
H29	489,213	71,518	14.6%	77,170	15.8%	17.1%
H30	496,846	70,426	14.2%	76,013	15.3%	17.0%
R元	503,853	70,664	14.0%	76,600	15.2%	16.7%
R2	497,579	69,922	14.1%	76,944	15.5%	17.1%
R3	501,859	68,796	13.7%	76,043	15.2%	16.9%
R4	507,566	67,654	13.3%	75,073	14.8%	16.5%
R5	509,083	66,095	13.0%	73,291	14.4%	16.3%
R6	508,104	64,939	12.8%	72,172	14.2%	16.1%
R7	510,132	64,570	12.7%	71,678	14.1%	16.0%

## II 利用上の注意

1 「労働組合基礎調査」は、厚生労働省が、我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合員数、加盟組織系統等を調査するもので、毎年6月30日現在で実施している。

本結果表は、大分県分について、県が独自に集計し公表するものであって、厚生労働省が公表する数値と若干相違することがある。

2 比率計算している箇所は、四捨五入しているもので、内訳と合計が一致しないことがある。

3 令和7年の推定組織率に用いた推定雇用労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査（令和3年6月）を利用し、「毎月勤労統計調査地方調査」（各年6月分）の雇用指数を加味して推計を行った。

4 特段の表示がある場合を除き、組合数は「単位組織組合」と「単位扱組合」について集計し、また、組合員数は「単位組織組合」、「単位扱組合」の組合員及び「非独立組合員」について集計している。

5 各振興局が管轄する市町村は次のとおりである。

東部振興局 …別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町

中部振興局 …大分市、臼杵市、津久見市、由布市

南部振興局 …佐伯市

豊肥振興局 …竹田市、豊後大野市

西部振興局 …日田市、九重町、玖珠町

北部振興局 …中津市、豊後高田市、宇佐市

### Ⅲ 用語の説明

#### 1 「単位組織組合」

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行いうる下部組織を持たない組合をいう。

(例えば、中小企業の組合に多くみられるように1企業1事業所の労働者で組織されていて、支部、分会など下部組織を全く持たない組合)

#### 2 「単一組織組合」(「単位扱組合」、「連合扱組合」、「本部」)

規約上当該組織の構成員が労働者の個人加入の形式をとり、かつ、その内部に単位組織組合に準じた機能を持つ組織を有する組合をいう。

そのうち、最下部の組織を「単位扱組合」、最上部の組織を「本部」その中間に当たる組織を「連合扱組合」という。

(例えば、大企業の組合の本部、支部、分会等)

#### 3 「非独立組合員」

単一組織組合の中で独自の活動を行う下部組織(分会等)に属さず、直接、連合扱組合や本部などの上部組合に属している組合員をいう。

#### 4 「非単位組合」

本調査において労働組合の定義(自ら規約を有し、独自の意志決定をなし、かつ、これを執行する機関及び会計を有し、労働者の団体として独自の活動を行える体制が備わっているもの)に該当しないが、これに準ずる労働組合の組織をいう。

#### 5 略称は次のとおりである。

労組法：労働組合法

行労法：行政執行法人の労働関係に関する法律

(旧特労法：特定独立行政法人等の労働関係に関する法律)

地公労法：地方公営企業等の労働関係に関する法律

国公法：国家公務員法

地公法：地方公務員法

連合：日本労働組合総連合会

全労連：全国労働組合総連合

#### 6 推定組織率の算出方法

・推定組織率 = 組合員数(B) / 推定雇用労働者数(A) × 100%

・令和7年の推定雇用労働者数(A)は、令和3年経済センサス活動調査-事業所に関する集計結果を利用し、「毎月勤労統計調査地方調査」の令和3年と令和7年6月の雇用指数の比を乗じて算出した。

$$R7年推定雇用労働者数 = \frac{R3年雇用労働者数}{(経済センサス)} \times \frac{R7年雇用指数【毎月勤労統計調査地方調査(R7.6月)】}{R3年雇用指数【毎月勤労統計調査地方調査(R3.6月)】}$$

・組合員数(B)は、各年労働組合基礎調査の「組合員数」

・全国推定組織率(厚生労働省)は、「令和7年労働組合基礎調査の概況」の附表1「労働組合種類別労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移(各年6月30日現在)」による。